

居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書

平成 年 月 日

奈良市長

届出者

〒

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

特定事業所集中減算に係る算定については、次のとおりです。

事業所番号	2	9							
事業所名称									
事業所所在地								電話番号	
事業所管理者氏名								FAX番号	

1. 居宅サービス計画の状況

判定期間	平成 年度 (前期・後期)	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
①	居宅サービス計画の総数(要介護1~5)								0
②	「訪問介護」を位置付けた居宅サービス計画数								(あ) 0
③	②のうち紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								(い) 0
④	「(地域密着型)通所介護」を位置付けた居宅サービス計画数※2								(う) 0
⑤	④のうち紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								(え) 0
⑥	「福祉用具貸与」を位置付けた居宅サービス計画数								(お) 0
⑦	⑥のうち紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								(か) 0
⑧	「地域密着型通所介護」を位置付けた居宅サービス計画数 ※2								(き) 0
⑨	⑧のうち紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数								(く) 0

紹介率最高法人…各サービスごとにおいて最も多く居宅サービス計画に位置付けられている法人。

※1 居宅介護支援事業所としてサービス提供月ごとの給付管理を行った利用者数(=居宅サービス計画数)。

※2 通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)については、それぞれ計算する方法でも、通所介護等を合算して計算する方法でも、どちらを採用しても差し支えない。

2. 紹介率最高法人

訪問介護	法人名	
	所在地	〒
	代表者名	
	事業所名	
	紹介率 (い) ÷ (あ) × 100 = #DIV/0! % (小数点第2位以下四捨五入)	
型(地域密着型)通所介護	法人名	
	所在地	〒
	代表者名	
	事業所名	
	紹介率 (え) ÷ (う) × 100 = #DIV/0! % (小数点第2位以下四捨五入)	
福祉用具貸与	法人名	
	所在地	〒
	代表者名	
	事業所名	
	紹介率 (か) ÷ (お) × 100 = #DIV/0! % (小数点第2位以下四捨五入)	
地域密着型通所介護	法人名	
	所在地	〒
	代表者名	
	事業所名	
	紹介率 (く) ÷ (き) × 100 = #DIV/0! % (小数点第2位以下四捨五入)	

### 3. 正当な理由

★紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある場合に記載してください。

<p>① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満であり、サービス事業所が少数である場合</p> <p>※ 運営規程を提出すること。</p>	はい・いいえ
<p>② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合</p>	はい・いいえ
<p>③ 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合</p>	はい・いいえ
<p>④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合</p>	はい・いいえ
<p>⑤ 市町村(地域包括支援センターを含む。)等から、高齢者虐待などの困難ケースの計画作成の依頼を受けたことにより特定の事業所に集中した場合は当該件数を除いて再計算し、80%を超えない場合又は正当な理由④に該当する場合。</p> <p>※ ただし、行政機関からの依頼等、事業所の選択に至る過程を居宅介護支援経過に明確に記録し、その写しを報告書に添付して提出すること。</p>	はい・いいえ
<p>⑥ その他正当な理由と市長が認めた場合</p>	はい・いいえ

注)

1. 判定期間…前期…3月1日～8月末日  
後期…9月1日～2月末日
2. 提出期限前期…9月15日 後期…3月15日
3. この書類は、すべての居宅介護支援事業所が事業所ごとに作成し5年間保存する必要があります。
4. この書類は、事業所実地指導の際に確認することがあります。
5. 通常の事業の実施地域は、実状に応じた設定をするものであり、当該減算を外すために安易に狭めるものではありません。実情に即さない通常の事業の実施地域の変更が見受けられる場合は市から確認・指導がある場合もあります。
6. 事業所数については判定期間開始月の前月1日時点の事業所数(休止事業所を除く)とします。(市のHPの一覧参照)